

## 6 平成18年度地域支援事業交付金の交付について

厚生労働省発老第1027001号

平成18年10月27日

各都道府県知事殿

厚生労働事務次官

### 平成18年度地域支援事業交付金の交付について

介護保険法（平成9年法律第123号）第122条の2に基づく交付金の交付については、別紙「平成18年度地域支援事業交付金交付要綱」により行うこととされ、平成18年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、貴管内市町村等に対する周知について、ご配慮願いたい。

## 別 紙

### 平成18年度地域支援事業交付金交付要綱

#### (通則)

- 1 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第122条の2に基づく交付金については、予算の範囲内において交付するものとし、法、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成10年政令第413号。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年 厚生省 労働省 令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

#### (交付の目的)

- 2 この交付金は、市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合等を含む。以下同じ。）が、介護予防事業、包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務及び包括的・継続的ケアマネジメント支援業務をいう。以下同じ。）及びその他の地域支援事業を行うことにより、被保険者が要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

#### (交付の対象)

- 3 この交付金は次に掲げる事業を交付の対象とする。
- (1) 法第115条の38第1項第1号に基づき平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）別記の1により市町村が行う事業（以下「介護予防事業」という。）
  - (2) 法第115条の38第1項第2号から第5号までに基づき実施要綱別記の2により市町村が行う事業（以下「包括的支援事業」という。）
  - (3) 法第115条の38第2項に基づき実施要綱別記の3により市町村が行う事業（以下「任意事業」という。）

#### (交付額の算定方法)

- 4 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。

ア 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（法第115条の38第4項に定める利用料を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、基準額の合計は、給付見込額（施行令第37条の13第1項に規定する給付見込額をいう。以下同じ。）に0.02を乗じて得た額（給付見込額に0.015を乗じて得た額が300万円に満たない市町村（以下「小規模市町村」という。）が包括的支援事業及び任意事業の基準額を300万円とした場合にあっては、給付見込額に0.005を乗じて得た額に300万円を加えた額）の範囲内とする。

イ アにより選定された額に、第4欄に定める交付率を乗じて得た合計額を交付額とする。ただし、交付率を乗じた額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率
介護予防事業	給付見込額に0.015を乗じて得た額の範囲内とする。 ただし、小規模市町村が、包括的支援事業及び任意事業の基準額を300万円とした場合は給付見込額に0.005を乗じて得た額の範囲内とする。	介護予防事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料（介護予防のための器具等をレンタル又はリースする場合は、購入する場合の単価が10万円以下のものに限る。）、備品購入費（介護予防のための器具等を購入する場合は、単価10万円以下のものに限る。）、負担金、補助金 なお、給料、職員手当等及び共済費については、介護予防特定高齢者施策のうち、通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業に従事する保健師に係る経	25／100

		費を除く。	
包括的支援事業 及び任意事業	給付見込額に0.015を乗じて得た額の範囲内とする。 ただし、小規模市町村は、300万円とすることができます。 また、地域包括支援センターを設置しないで地域支援事業を行う場合は、給付見込額に0.005を乗じて得た額の範囲内とする。	包括的支援事業及び任意事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、扶助費	40.5/ 100

(交付金の概算払)

5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において、概算払いをすることができる。

(交付の条件)

6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更はしてはならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付せざることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成し、これを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。

(申請手続)

- 7 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 適正化法第26条第2項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合
- ア 市町村の長は、別紙様式第2による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
- イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、取りまとめのうえ、別紙様式第5により関係書類を添えて、平成18年11月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
- (2) (1)以外の場合
- 市町村の長は、別紙様式第2による申請書に関係書類を添えて、平成18年11月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 8 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、次により行うものとする。
- (1) 適正化法第26条第2項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合
- ア 市町村の長は、別紙様式第3による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
- イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、取りまとめのうえ、別紙様式第5により関係書類を添えて、平成19年1月31日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
- (2) (1)以外の場合
- 市町村の長は、別紙様式第3による申請書に関係書類を添えて、平成19年1月31日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 9 この交付金の交付の決定までの標準的な期間は、次のとおりとする。
- (1) 適正化法第26条第2項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府県知事は、7の(1)のア若しくは8の(1)のアによる申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は、申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。
- (2) (1)以外の場合、厚生労働大臣は、7の(2)若しくは8の(2)による申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(交付決定の通知)

10 適正化法第26条第2項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合、都道府県知事は、この交付金について厚生労働大臣の交付決定（決定の変更を含む。）があったときには、市町村の長に対し、別紙様式第6又は別紙様式第7により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(実績報告)

11 この交付金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 適正化法第26条第2項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 市町村の長は、別紙様式第4による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの書類を受理したときは、これを審査し、取りまとめのうえ、別紙様式第5により関係書類を添えて、平成19年6月29日（6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) (1)以外の場合

市町村の長は、別紙様式第4による報告書に関係書類を添えて、平成19年6月29日（6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(交付金の額の確定の通知)

12 適正化法第26条第2項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合、都道府県知事は、この交付金について厚生労働大臣の交付額の確定があったときには、市町村の長に対し、別紙様式第8により速やかに確定の通知を行うものとする。

(交付金の返還)

13 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

14 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

## 別紙様式第1

## 平成18年度地域支援事業交付金調書

平成18年度厚生労働省所管

(地方公共団体名)

国			地方公共団体								備考	
歳出予算科目	交付決定の額	交付率	歳入			歳出			うち交付金 相当額	うち交付金 支出済額		
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	円	円	円		
		円										

- 1 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあっては款、項、目、節を、歳出にあっては、款、項、目をそれぞれ記入すること。
- 2 「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 3 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

別紙様式第2

第 号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

市町村長  
広域連合代表  
組合長

印

平成18年度地域支援事業交付金の交付申請について

標記について、次により交付金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 交付金申請額

内訳 介護予防事業	金	円
包括的支援事業及び任意事業	金	円

2 添付書類

- (1) 平成18年度地域支援事業交付金所要額調(様式1)
- (2) 平成18年度任意事業実施計画書(様式2)
- (3) 平成18年度歳入歳出予算書(見込書)抄本

保険者名	都道府県コード			市区町村コード		C-D

## 平成18年度地域支援事業交付金所要額調

区分	総事業費 A 円	寄付金その他の収入額 B 円	差引額 C(A-B) 円	対象経費支出予定額 D 円	基準額 E 円	交付基本額 F 円	交付金所要額 G 円	備考
1 介護予防事業								
(1) 介護予防特定高齢者施策								
ア 特定高齢者把握事業								
イ 通所型介護予防事業								
ウ 訪問型介護予防事業								
エ 介護予防特定高齢者施策評価事業								
(2) 介護予防一般高齢者施策								
ア 介護予防普及啓発事業								
イ 地域介護予防活動支援事業								
ウ 介護予防一般高齢者施策評価事業								
2 包括的支援事業及び任意事業								
(1) 包括的支援事業								
(2) 任意事業								
ア 介護給付等費用適正化事業								
イ 家族介護支援事業								
ウ その他事業								
(ア) 成年後見制度利用支援事業								
(イ) 福祉用具・住宅改修支援事業								
(ウ) 地域自立生活支援事業								
(エ) その他								
合計								
					給付見込額		円	

(注) 1 B欄には、交付要綱4にいう寄付金その他の収入額(法第115条の38第4項に定める利用料を除く。)を記入すること。

2 基準額(E欄)の算定に当たり、施行令第37条の13第1項に規定する給付見込額を記入すること。

3 E欄には、交付要綱4の第2欄に定める基準額を記入すること。

4 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。

5 G欄には、F欄の額に交付要綱4の第4欄に定める交付率を乗じて得た額(1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。)を記入すること。

保険者名	
都道府県コード	
市区町村コード	
C・D	

## 様式2

## 平成18年度任意事業実施計画書

任意事業（交付要綱3の（3）の事業）

介護保険法第115条の38第2項に基づく事業	ア 介護給付等費用適正化事業 イ 家族介護支援事業 ウ その他事業
実施主体	
実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
事業費	千円
具体的な事業名、事業内容及び事業費	

注1 「介護保険法第115条の38第2項に基づく事業」は、ア～ウの該当する事業の記号に「○」を付けること。また、ア～ウの事業を複数実施している場合は、別様で作成し、要綱等関係書類を添付すること。

注2 「具体的な事業名、実施内容及び事業費」には、ア～ウの各事業における具体的な取組毎に記入すること（例：様式1の区分2の（2）のウの（ア）～（エ）に掲げる事業など）。

保険者名					
都道府県コード		市区町村コード			
					C・D

第  
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

市町村長  
広域連合代表  
組合長

印

## 平成18年度地域支援事業交付金の変更交付申請について

平成 年 月 日 厚生労働省発老第 号で交付決定を受けた標記交付金については、次により変更交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 今回追加交付（一部取消）申請額	金	円
内訳 交付金既交付決定額	金	円
変更後交付金所要額	金	円

		交付金既交付 決定額(A)	変更後交付金 所要額(B)	今回追加交付(一部取 消)申請額 (B)-(A)
地域支援事業交付金		円	円	円
内 訳	介護予防事業			
	包括的支援事業 及び任意事業			

2 変更を必要とする理由

3 変更に要する諸様式については、申請手続の様式に準ずる。

保険者名			
都道府県コード	市区町村コード	C-D	

第 号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

市町村長  
広域連合代表  
組合長

印

平成18年度地域支援事業交付金の事業実績報告について

平成 年 月 日 厚生労働省発老第 号で交付決定を受けた標記交付金に  
係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告する。

(添付書類)

- 1 平成18年度地域支援事業交付金精算書(様式1)
- 2 平成18年度事業実施報告書(様式2)
- 3 平成18年度歳入歳出決算(見込)書抄本  
(内訳として、支給実績内訳書(円単位、任意様式)等を添付すること。)

保険者名				
都道府県コード	市区町村コード	C・D		

## 平成18年度地域支援事業交付金精算書

区分	総事業費 A 円	寄付金その他の収入額 B 円	差引額 C(A-B) 円	対象経費 実支出額 D 円	基準額 E 円	交付基本額 F 円	交付金所要額 G 円	交付金 交付決定額 H 円	交付金 受入済額 I 円	差引過不足額 I-G J 円 K 円		備考
										超過額	不足額	
1 介護予防事業												
(1) 介護予防特定高齢者施策												
ア 特定高齢者把握事業												
イ 通所型介護予防事業												
ウ 訪問型介護予防事業												
エ 介護予防特定高齢者施策評価事業												
(2) 介護予防一般高齢者施策												
ア 介護予防普及啓発事業												
イ 地域介護予防活動支援事業												
ウ 介護予防一般高齢者施策評価事業												
2 包括的支援事業及び任意事業												
(1) 包括的支援事業												
(2) 任意事業												
ア 介護給付等費用適正化事業												
イ 家族介護支援事業												
ウ その他事業												
(ア) 成年後見制度利用支援事業												
(イ) 福祉用具・住宅改修支援事業												
(ウ) 地域自立生活支援事業												
(エ) その他												
合計												

給付見込額	円
-------	---

(注) 1 B欄には、交付要綱4にいう寄付金その他の収入額(法第115条の38第4項に定める利用料を除く。)を記入すること。

2 基準額(E欄)の算定に当たり、施行令第37条の13第1項に規定する給付見込額を記入すること。

3 E欄には、交付要綱4の第2欄に定める基準額を記入すること。

4 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。

5 G欄には、F欄の額に交付要綱4の第4欄に定める交付率を乗じて得た額(1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。)を記入すること。

保険者名	
都道府県コード	
市区町村コード	C-D

様式2の(1)

平成18年度事業実施報告書

1 介護予防特定高齢者施策

(1) 特定高齢者把握事業関係

ア 特定高齢者数の動向

[男女合計]

	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85歳以上	計
人口	人	人	人	人	人	人
年間発生数	人	人	人	人	人	人
年間終了数	人	人	人	人	人	人
改善数	人	人	人	人	人	人
悪化数	人	人	人	人	人	人
死亡数	人	人	人	人	人	人
その他	人	人	人	人	人	人
不明	人	人	人	人	人	人
年度末時点数	人	人	人	人	人	人

[男性]

	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85歳以上	計
人口	人	人	人	人	人	人
年間発生数	人	人	人	人	人	人
年間終了数	人	人	人	人	人	人
改善数	人	人	人	人	人	人
悪化数	人	人	人	人	人	人
死亡数	人	人	人	人	人	人
その他	人	人	人	人	人	人
不明	人	人	人	人	人	人
年度末時点数	人	人	人	人	人	人

[女性]

	65-69 歳	70-74 歳	75-79 歳	80-84 歳	85 歳以上	計
人口	人	人	人	人	人	人
年間発生数	人	人	人	人	人	人
年間終了数	人	人	人	人	人	人
改善数	人	人	人	人	人	人
悪化数	人	人	人	人	人	人
死亡数	人	人	人	人	人	人
その他	人	人	人	人	人	人
不明	人	人	人	人	人	人
年度末時点数	人	人	人	人	人	人

イ 把握経路別の特定高齢者数

	計	男性	女性
特定高齢者の年間発生数	人	人	人
把握経路	本人・家族からの相談	件	件
	基本健康診査（生活機能評価）	件	件
	医療機関からの情報提供	件	件
	民生委員からの情報提供	件	件
	地域住民からの情報提供	件	件
	要介護認定非該当者	件	件
	訪問活動による実態把握	件	件
	高齢者実態把握調査	件	件
	要支援・要介護者からの移行	件	件
その他	件	件	件

## (2) 通所型・訪問型介護予防事業関係

### ア 通所型介護予防事業の実施状況

介護予防プログラム	実施箇所数	実施回数	参加実人数	参加延人数
運動器の機能向上	箇所	回	人	人
栄養改善	箇所	回	人	人
口腔機能の向上	箇所	回	人	人
その他	箇所	回	人	人
計	箇所	回	人	人

### イ 訪問型介護予防事業の実施状況

介護予防プログラム	訪問回数	被訪問実人数	被訪問延人数
運動器の機能向上	回	人	人
栄養改善	回	人	人
口腔機能の向上	回	人	人
閉じこもり予防・支援	回	人	人
認知症予防・支援	回	人	人
うつ予防・支援	回	人	人
その他	回	人	人
計	回	人	人

## ウ 特定高齢者からの要支援・要介護認定の状況

### [男女合計]

	65-69 歳	70-74 歳	75-79 歳	80-84 歳	85 歳以上	合 計
特定高齢者実人数	人	人	人	人	人	人
要支援 1	人	人	人	人	人	人
要支援 2	人	人	人	人	人	人
要介護 1	人	人	人	人	人	人
要介護 2	人	人	人	人	人	人
要介護 3	人	人	人	人	人	人
要介護 4	人	人	人	人	人	人
要介護 5	人	人	人	人	人	人

### [男性]

	65-69 歳	70-74 歳	75-79 歳	80-84 歳	85 歳以上	合 計
特定高齢者実人数	人	人	人	人	人	人
要支援 1	人	人	人	人	人	人
要支援 2	人	人	人	人	人	人
要介護 1	人	人	人	人	人	人
要介護 2	人	人	人	人	人	人
要介護 3	人	人	人	人	人	人
要介護 4	人	人	人	人	人	人
要介護 5	人	人	人	人	人	人

[女性]

	65-69歳	70-74歳	75-79歳	80-84歳	85歳以上	合計
特定高齢者実人数	人	人	人	人	人	人
要支援1	人	人	人	人	人	人
要支援2	人	人	人	人	人	人
要介護1	人	人	人	人	人	人
要介護2	人	人	人	人	人	人
要介護3	人	人	人	人	人	人
要介護4	人	人	人	人	人	人
要介護5	人	人	人	人	人	人

エ 特定高齢者の主観的健康感の状況

	実施後						
	よい	まあよい	ふつう	あまり よくない	よくない	不明	計
実施前	よい	人	人	人	人	人	人
	まあよい	人	人	人	人	人	人
	ふつう	人	人	人	人	人	人
	あまりよくない	人	人	人	人	人	人
	よくない	人	人	人	人	人	人
	不明	人	人	人	人	人	人
	計	人	人	人	人	人	人

## 才 特定高齢者的基本チェックリストの状況

		実施後					
		0-5項目	6-10項目	11-15項目	16-20項目	21-25項目	不明
実施前	0-5項目	人	人	人	人	人	人
	6-10項目	人	人	人	人	人	人
	11-15項目	人	人	人	人	人	人
	16-20項目	人	人	人	人	人	人
	21-25項目	人	人	人	人	人	人
	不明	人	人	人	人	人	人

## 2 介護予防一般高齢者施策

### (1) 介護予防普及啓発事業

	講演会等	相談会等	イベント等	その他
開催回数	回	回	回	回
参加者延数	人	人		人

### (2) 地域介護予防活動支援事業

	ボランティア育成 のための研修会等	地域活動組織への 支援・協力等	その他
実施回数	回	回	回
参加者延数	人		人

保険者名					
都道府県コード		市区町村コード		C-D	

## 記入要領

### 1 介護予防特定高齢者施策

#### (1) 特定高齢者把握事業関係

##### ア 特定高齢者数の動向

- ・該当する者の数を、男女別及び年齢階級別に計上すること。
- ・「年間発生数」は、当該年度中に、新たに特定高齢者と決定された者の数を計上すること。年齢階級は、発生時点の年齢により区分すること。
- ・「年間終了数」は、当該年度中に、特定高齢者ではなくなった者の数について、「改善数」、「悪化数」、「死亡数」、「その他」、「不明」に区分して計上すること。年齢階級は、終了時点の年齢により区分すること。
- ・「改善数」は、状態の改善により、介護予防特定高齢者施策を終了した者の数を計上すること。
- ・「悪化数」は、入院、要支援・要介護状態への移行等、状態の悪化により、介護予防特定高齢者施策を終了した者の数を計上すること。
- ・「死亡数」は、死亡により、介護予防特定高齢者施策を終了した者の数を計上すること。
- ・「その他」は、転居や本人の意向などの、心身の状態とは関係のない理由により、介護予防特定高齢者施策を終了した者の数を計上すること。
- ・「不明」は、介護予防特定高齢者施策を終了した理由が明確でない者の数を計上すること。
- ・「年度末時点数」は、年度末時点において、現に、介護予防ケアプランに基づき、介護予防特定高齢者施策の事業に参加している者の数を計上すること。年齢階級は、年度末時点の年齢により区分すること。

##### イ 把握経路別の特定高齢者数

- ・当該年度中に、新たに特定高齢者と決定された者について、把握の経路別に計上すること。
- ・「年間発生数」は、当該年度中に、新たに特定高齢者と決定された者の数を計上すること。
- ・「把握経路」の内訳を、「本人・家族からの相談」、「基本健康診査（生活機能評価）」、

「医療機関からの情報提供」、「民生委員からの情報提供」、「地域住民からの情報提供」、「要介護認定非該当者」、「訪問活動による実態把握」、「高齢者実態把握調査」、「要支援・要介護者からの移行」、「その他」に区分して計上すること。

- 同一人が複数の経路で把握された場合には、該当する経路のそれぞれに計上すること。ただし、「基本健康診査（生活機能評価）」については、既に別の経路で把握されていた者について、基本健康診査への受診を勧奨した場合を除くこと。

## (2) 通所型・訪問型介護予防事業関係

### ア 通所型介護予防事業の実施状況

- 通所型介護予防事業の実施状況について、「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」、「その他」の介護予防プログラムの種類別に区分して計上すること。
- 「実施箇所数」は、当該年度中に、当該プログラムが実施された場所の数について計上すること。同一の場所で複数の介護予防プログラムが実施された場合は、該当する介護予防プログラムのそれぞれに計上すること。
- 「実施回数」は、当該年度中に、当該プログラムが実施された回数について計上すること。同一の場所・日時に、複数の介護予防プログラムが実施された場合は、該当する介護予防プログラムのそれぞれに計上すること。
- 「参加実人数」は、当該年度中に、通所型介護予防事業に参加した実人数について計上すること。複数の介護予防プログラムに参加した場合は、該当する介護予防プログラムのそれぞれに計上すること。
- 「参加延人数」は、当該年度中に、通所型介護予防事業に参加した延人数について、開催した場所ごとに、1日を1単位として計上すること。複数の介護予防プログラムに参加した場合は、該当する介護予防プログラムのそれぞれに計上すること。

### イ 訪問型介護予防事業の実施状況

- 訪問型介護予防事業の実施状況について、「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」、「閉じこもり予防・支援」、「認知症予防・支援」、「うつ予防・支援」、「その他」の介護予防プログラムの種類別に区分して計上すること。
- 「訪問回数」は、当該年度中に、訪問した回数について計上すること。同一の訪問時に、複数の介護予防プログラムが実施された場合は、該当する介護予防プログラ

ムのそれぞれに計上すること。

- ・「被訪問実人数」は、当該年度中に、訪問型介護予防事業により訪問を受けた実人数について計上すること。同一の訪問時に、複数の介護予防プログラムが実施された場合は、該当する介護予防プログラムのそれぞれに計上すること。
- ・「被訪問延人数」は、当該年度中に、訪問型介護予防事業により訪問を受けた延人数について、1日を1単位として計上すること。同一の訪問時に、複数の介護予防プログラムが実施された場合は、該当する介護予防プログラムのそれぞれに計上すること。

#### ウ 特定高齢者からの要支援・要介護認定の状況

- ・特定高齢者実人数は、当該年度中に介護予防特定高齢者施策に参加した者の実人数を年齢階級別に計上すること。年齢階級は、年度末時点又は終了時点の年齢により区分すること。
- ・当該年度中に、介護予防特定高齢者施策に参加した者のうち、当該年度中に、新たに要支援又は要介護認定を受けた者の数を、年齢階級別、要支援・要介護度別に区分して計上すること。年齢階級は、要支援又は要介護認定を受けた時点の年齢により区分すること。

#### エ 特定高齢者の主観的健康感の状況

- ・当該年度中に終了した介護予防ケアプランについて、当該介護予防ケアプランの実施前後の主観的健康感の状況を、介護予防ケアプラン単位で計上すること。同一の特定高齢者について、当該年度中に複数の介護予防ケアプランが作成・実施された場合は、それぞれについて計上すること。また、年度をまたがり実施された介護予防ケアプランについては、終了時点の年度の事業報告に計上すること。
- ・主観的健康感は、国民生活基礎調査で使用している設問「あなたの現在の健康状態はいかがですか」に対する回答別（よい・まあよい・ふつう・あまりよくない・よくない）に計上すること。

#### オ 特定高齢者の基本チェックリストの状況

- ・当該年度中に終了した介護予防ケアプランについて、当該介護予防ケアプランの実

施前後の基本チェックリストの状況を、陽性数の区分ごとに介護予防ケアプラン単位で計上すること。同一の特定高齢者について、当該年度中に複数の介護予防ケアプランが作成・実施された場合は、それぞれについて計上すること。また、年度をまたがり実施された介護予防ケアプランについては、終了時点の年度の事業報告に計上すること。

## 2 介護予防一般高齢者施策

### (1) 介護予防普及啓発事業

- ・「講演会等」は、集団を対象に普及啓発を図る事業のうち、参加者数の把握が可能なものについて計上すること。運動、調理等のプログラムを実施する場合についても、「講演会等」の欄に計上すること。
- ・「相談会等」は、個別の相談に対応するための事業について計上すること。なお、参加者がいなかった場合は、「開催回数」に含まないこと。
- ・「イベント等」は、集団を対象に普及啓発を図る事業のうち、街頭キャンペーン等のように、参加者数の把握が困難なものについて計上すること。
- ・「その他」は、上記以外のものを適宜計上すること。
- ・講演会に引き続いで相談会を実施した場合など、上記を組み合わせた事業を実施した場合には、それぞれに計上すること。
- ・「参加者延数」の欄は、各回の参加者数の合計数を記入すること。

### (2) 地域介護予防活動支援事業

- ・「ボランティア育成のための研修会等」は、ボランティアとして活動する意志を有する一般の住民を対象として開催する研修会等の事業について計上すること。
- ・「地域活動組織への支援・協力等」は、地域活動組織に対して支援を行う事業について計上すること。支援の方法（職員の派遣、会場の提供、活動費の助成等）は問わない。
- ・「その他」は、上記以外のものを適宜計上すること。

様式2の(2)

平成18年度事業実施報告書

I. 地域包括支援センターの設置状況

1 設置状況

	合計		
		直営	委託
地域包括支援センターの設置数			

2 委託先の状況

	合計	社会福祉法人 (社協以外)	社会福祉協議会	医療法人	社団・財団法人	NPO法人	その他
		委託先件数					

II. 介護予防ケアマネジメント業務

1 実施要綱別記2の(1)に係る介護予防ケアプランの作成数

	合計
作成数	

2 介護予防ケアプランの評価

	合計
評価件数	
プラン継続	
プラン変更	
介護給付に変更	
予防給付に変更	
介護予防特定高齢者施策の中で変更	
介護予防一般高齢者施策に変更	
終了	

III. 総合相談支援、権利擁護業務

相談件数等

	合計
介護保険その他の保健福祉サービスに関すること	
権利擁護（成年後見制度等）に関すること	
高齢者虐待に関すること	

#### IV. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

##### 1 包括的・継続的ケアマネジメントの体制構築

	関係機関との連携づくり	医療機関との連携体制づくり	地域のインフォーマルサービスとの連携づくり
具体的な内容を簡潔に記入してください。			

##### 2 介護支援専門員に対する個別支援

	実施の有無	
相談窓口	有	無
支援困難事例を抱える介護支援専門員への対応	有	無
個別事例に対するサービス担当者会議開催支援	有	無
質の向上のための研修	有	無
ケアプラン作成指導等を通じた介護支援専門員のケアマネジメントの指導	有	無
介護支援専門員同士のネットワーク構築	有	無
介護支援専門員に対する情報支援	有	無
ケアプランの趣旨に基づいてサービスが提供されるよう、居宅サービス事業所等への研修等の働きかけ	有	無
その他（具体的な内容を簡潔に記入してください。）		

※「実施の有無」欄は、該当箇所に「○」を付けて下さい。

保険者名			
都道府県コード	市区町村コード		G-D

## 様式2の(3)

## 平成18年度事業実施報告書

任意事業（交付要綱3の(3)の事業）

介護保険法第115条の38第2項に基づく事業	ア 介護給付等費用適正化事業 イ 家族介護支援事業 ウ その他事業
実施主体	
実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
事業費	千円 (実施計画額) 千円 )
具体的な事業名、事業内容及び事業費	

注1 「介護保険法第115条の38第2項に基づく事業」は、ア～ウの該当する事業の記号に「○」を付けること。また、ア～ウの事業を複数実施している場合は、別様で作成し、要綱等関係書類を添付すること。

注2 「具体的な事業名、実施内容及び事業費」には、ア～ウの各事業における具体的な取組毎に記入すること（例：様式1の区分2の(2)のウの(ア)～(エ)に掲げる事業など）。

注3 「具体的な事業名、実施内容及び事業費」に事業費を記載する際、実績額の後ろに（ ）書きで、実施計画時の額を記載すること。

保険者名					
都道府県コード		市区町村コード			
					C・D

第 号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

印

(標題)

管内市町村から提出された標記申請(報告)書について、関係書類と照合等その内容を審査し、適正であることを確認したので、別添のとおり提出します。

#### 記入上の注意

標題は、次のとおり記入する。

- (1) 当初申請のときは、「平成18年度地域支援事業交付金交付申請書の提出について」と記入し、所要額調書市町村別内訳(様式1)を添付すること。
- (2) 変更交付申請のときは、「平成18年度地域支援事業交付金変更交付申請書の提出について」と記入し、所要額調書市町村別内訳(様式1)を添付すること。
- (3) 事業実績報告のときは、「平成18年度地域支援事業交付金事業実績報告書の提出について」と記入し、精算書市町村別内訳(様式2)を添付すること。

平成18年度地域支援事業交付金所要額調書市町村別内訳(総括表)

(項)老人医療・介護保険給付諸費  
(目)地域支援事業交付金

(都道府県名: \_\_\_\_\_)

(注) 1 B欄には、交付要綱の4にいう寄付金その他の収入額(法第115条の38第4項に定める利用料を除く。)を記入すること。

2 E欄には、交付要綱4の第2欄に定める基準額を記入すること。

3 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。

4 G欄には、F欄の額に交付要綱4の第4欄に定める交付率を乗じて得た額(1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。)を記入すること。

## 平成18年度地域支援事業交付金精算書市町村別内訳(総括表)

(項)老人医療・介護保険給付諸費  
(目)地域支援事業交付金

(都道府県名: )

市町村名	区分	総事業費 A 円	寄付金その他の収入額 B 円	差引額 C(A-B) 円	対象経費 実支出額 D 円	基準額 E 円	交付基本額 F 円	交付金所要額 G 円	交付金 交付決定額 H 円	交付金過不足額 J-G 円		備考
										超過額 J 円	不足額 K 円	
	介護予防事業											
	包括的支援事業及び任意事業											
	計											
	介護予防事業											
	包括的支援事業及び任意事業											
	計											
	介護予防事業											
	包括的支援事業及び任意事業											
	計											
	介護予防事業											
	包括的支援事業及び任意事業											
	計											
	介護予防事業											
	包括的支援事業及び任意事業											
	計											
	介護予防事業											
	包括的支援事業及び任意事業											
	計											
	介護予防事業											
	包括的支援事業及び任意事業											
	計											
	介護予防事業											
	包括的支援事業及び任意事業											
	計											
	介護予防事業											
	包括的支援事業及び任意事業											
	計											
	介護予防事業											
	包括的支援事業及び任意事業											
	計											
	介護予防事業											
	包括的支援事業及び任意事業											
	計											
	介護予防事業											
	包括的支援事業及び任意事業											
	計											
	介護予防事業 計											
	包括的支援事業及び任意事業 計											
	計											
合計	介護予防事業 計											
	包括的支援事業及び任意事業 計											
	計											

- (注) 1 B欄には、交付要綱の4にいう寄付金その他の収入額(法第115条の38第4項に定める利用料を除く。)を記入すること。  
 2 E欄には、交付要綱4の第2欄に定める基準額を記入すること。  
 3 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入すること。  
 4 G欄には、F欄の額に交付要綱4の第4欄に定める交付率を乗じて得た額(1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。)を記入すること。

## 平成18年度地域支援事業交付金交付決定通知書

(市町村名)

平成 年 月 日 第 号で申請のあった介護保険法(平成9年法律第123号)第122条の2に基づく平成18年度地域支援事業交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)(以下「適正化法」という。)

} 第6条第1項の規定により  
} 第6条第3項の規定により、修正のうえ

平成 年 月 日厚生労働省発老第 号をもって、次のとおり交付することに決定されたので、適正化法第8条の規定により通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事 氏 名

印

1 交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成18年10月27日厚生労働省発老第1027001号厚生労働事務次官通知の別紙「平成18年度地域支援事業交付金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)の3に定める事業であり、その内容は

} 平成 年 月 日第 号申請書記載のとおり  
} 2のとおり である。

2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は交付金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金	円
交付金の額	金	円

3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。

区 分	事業に要する経費	交付金の額
介護予防事業	金 円	金 円
包括的支援事業及び任意事業	金 円	金 円

4 交付金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。

5 この交付金は交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。

6 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の11に定めるところにより行わなければならない。

7 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

## 平成18年度地域支援事業交付金追加交付決定(交付決定一部取消)通知書

(市町村名)

平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定された平成18年度地域支援事業交付金については、平成 年 月 日 第 号申請に基づき、平成 年 月 日厚生労働省発老第 号をもって決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事 氏 名 印

1 交付金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、平成18年10月27日厚生労働省発老第1027001号厚生労働事務次官通知の別紙「平成18年度地域支援事業交付金交付要綱」の3に定める事業であり、その内容は

平成 年 月 日第 号申請書記載のとおり	}	である。
2のとおり		

2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。

事業に要する経費	金	円
内今回増加(減少)額	金	円
交付金の額	金	円
内今回追加交付(一部取消)額	金	円

3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する交付金の額の区分は、次のとおりである。

区 分	事業に要する経費	交付金の額		
介護予防事業	金	円	金	円
内今回増加(減少)額	金	円	内今回追加交付(一部取消)額	金
包括的支援事業及び任意事業	金	円	金	円
内今回増加(減少)額	金	円	内今回追加交付(一部取消)額	金

4 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とする。

## 平成18年度地域支援事業交付金交付額確定通知書

(市町村名)

平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定された平成18年度地域支援事業交付金については、平成 年 月 日 第 号事業実績報告に基づき、平成 年 月 日厚生労働省発老第 号をもって交付額が別表のとおり確定されたので通知する。

なお、確定の結果不足となる金額については、別表のとおり追加交付することとし、また、超過交付となった金額については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第18条第2項の規定により、平成 年 月 日までに返還することを命ぜられたので併せて通知する。

平成 年 月 日

都道府県知事 氏 名



(別表)

## 平成18年度地域支援事業交付金交付額確定内訳書

市町村名

	確定額	追加交付額	返還を要する額
地域支援事業交付金	円	円	円
内 訳	介護予防事業		
	包括的支援事業 及び任意事業		